

# おくやみ窓口のご案内

身近な方が亡くなられた後の市役所での主な手続をまとめて行える 「おくやみ窓口」を設置しました。

- ☑ 必要な手続をおくやみ窓口でまとめて受付します
- ☑ 専用の個室で安心して手続ができます
- ☑ 書類の作成をお手伝いします

## 【事前予約制】土日祝日を除く3日前までにご予約ください

対象者

草津市に住民登録があった方のご遺族等



WEB予約(24時間受付)

右記の二次元コードをスマートフォンなどで読み取り、 「草津市電子申請サービス」にアクセスしてください。



予約方法

平日午前8:30~午後5:15(土日祝日および年末年始を除く)

※上記時間帯は、草津市役所1階 市民課の窓口でも受付できます。

予約枠

平日(土日祝日および年末年始を除く)

①午前 9:30 ②午後 1:30

### 留意事項

- ・「おくやみ窓口」を利用せずに、これまでどおり各課において手続を行うこともできます。
- ・当日は、予約時間までに来庁し、市役所1階市民課にお声がけください。
- ・一部対応していない手続があります。対象となる主な手続は、次のページをご確認ください。
- ・手続の内容によっては、一度の来庁で完了しない場合があります。

### ●主な対象手続

| 担当課                 | 電話番号   | 手続内容  |
|---------------------|--|---|
| 保険年金課               | 077-561-2367(国民年金係)<br>077-561-2366(国民健康保険係)<br>077-561-2358(福祉高齢者医療係) | 国民年金・国民健康保険・後期高齢者医療<br>制度・福祉医療費助成制度等に係る手続               |
| 介護保険課               | 077-561-2369   | 介護保険被保険者証の返納、介護保険料の<br>精算等                              |
| 長寿いきがい課             | 077-561-2362   | シルバーほっとカードの返還、各種高齢者<br>福祉サービスの廃止手続等                     |
| 税務課                 | 077-561-2308(諸税管理係)<br>077-561-2309(市民税係)<br>077-561-2310(資産税係)        | 相続人の代表者の届出、国民健康保険税の<br>精算、原動機付自転車の廃車、未登記家屋<br>の所有権移転申出等 |
| 納税課                 | 077-561-2311   | 市税・国民健康保険税の還付に係る手続、<br>振替口座登録の廃止や変更に 係る手続等              |
| 障害福祉課               | 077-561-6972   | 障害者手帳の返還等   |
| 上下水道総務課 (水道お客様センター) | 077-561-2441   | 水道使用中止の連絡等  |

### ●主な持ち物 ※持ち物に関するご質問は、↑担当課へ当日までにお問い合わせください

# □国民健康保険被保険者証 □後期高齢者医療被保険者証 □福祉医療費受給券、精神科通院医療費受給券等 □各種福祉医療費助成制度の償還払に係る領収書等:償還払の未申請がある場合 □介護保険被保険者証等 介護保険課 □シルバーほっとカード 長寿いきがい課 □福祉サービスとして貸出しを受けている物品(GPS端末、緊急通報装置、福祉電話機) 長寿いきがい課 ※緊急通報装置については、取り外す前に「相談ボタン」を押し、受信センターからの呼びかけに対して取り外す旨をお伝えください。 □福祉タクシー助成券、ストレッチャータクシー助成券、自動車燃料費助成券、交付対象者証 長寿いきがい課 □原動機付自転車のナンバープレート 税務課 :原動機付自転車の名義変更・廃車を行う場合 ※名義変更する方が亡くなられた方と同一世帯の場合は不要 □障害者手帳、自立支援医療受給者証 障害福祉課

### ご遺族(来庁される方)のもの

### □本人確認書類

- :写真付きのもの(運転免許証、マイナンバーカード、パスポートなど)1点または写真付きでないもの(被保険者証、年金手帳など)2点
- □振込口座・振替口座がわかるもの(預金通帳等)
- □銀行印および認印
- □死亡日が確認できる書類(死亡診断書等) 障害福祉課
- □委任状: 相続人以外が来庁する場合 保険年金課 税務課 納税課 納税課
- □健康保険資格喪失証明書:被用者保険の被扶養者であった方が、新たに国民健康保険に加入する場合 保険年金課
- □相続人であることがわかる書類(戸籍謄本、遺言書等) <sup>税務課</sup>
- :来庁する相続人が被相続人と同世帯の配偶者または子以外の場合。
- □葬儀を行った方(喪主)であることを証明できるもの(葬儀社の領収書、会葬ハガキ等) <sup>【保険年金課</sup>
- :国民健康保険、後期高齢者医療制度に加入していた場合
- □家屋の所有権の移転を確認できる書類(遺言書、遺産分割協議書の写し等) 税務課 □
  - :未登記家屋について、相続により新たな所有者となる場合